

賃上げ応援奨励金FAQ(令和7年4月25日更新)

目次

【給付対象者関係】.....	2
1. 対象となる事業者を教えてください。.....	2
2. 対象となる中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは。.....	2
3. 対象となる法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等、同条第7号に規定されている協同組合等とは。.....	3
4. 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。.....	3
5. 本社・本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、給付対象者となりますか。.....	3
6. 個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合の申請方法を教えてください。.....	3
【給付対象の従業員】.....	4
7. 給付対象となる従業員の条件を教えてください。.....	4
8. 奨励金を受け取れる上限人数はありますか。.....	4
9. 外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。.....	5
10. 国民健康保険法に定められた医療保険(建設国保 等)の加入者は対象となりますか。.....	5
11. 申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。.....	5
【対象賃金】.....	5
12. 比較する基本給等の考え方を教えてください。.....	5
13. 定額の手当(役職手当など)は、賃上げの対象となりますか。.....	5
14. 基本給には、定期昇給も含まれますか。.....	6
15. 正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。.....	6
16. 繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。.....	6
17. 従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。.....	6
18. 「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。.....	6
【申請関係】.....	7
19. 申請方法を教えてください。.....	7
20. 労働条件通知書(又は雇用契約書)及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。.....	7
21. 添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。.....	7
22. 雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。.....	7
23. 法人の完納証明書は、どこで発行できますか。.....	8
24. 申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。.....	8
25. 早い段階で申請をすれば、奨励金を早期に給付してもらえますか。.....	8
26. 提出する書類に押印は必要ですか。.....	8
27. 申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。.....	8

28. 従業員の氏名の変更に伴い、賃上げ率算定表【様式第2号】と雇用契約書(労働条件通知書)の氏名が異なっても問題ないですか。..... 9
29. 国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。..... 9
30. 奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。..... 9
31. 対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。.... 9
32. 申請書兼請求書【様式第1号】の口座情報について、法人は代表者の口座情報を入力しても問題ないですか。..... 10
33. 令和6年度に給付を受けた事業者も給付を受けられますか。..... 10

【給付対象者関係】

1.対象となる事業者を教えてください。

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- 中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者(個人事業主を含む)または、常時雇用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人、法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等(※別表第二)、同条第7号に規定されている協同組合等(※別表第三)。
- 市内に本社、本店または主たる事務所を有する法人。
- 代表者が市内に住所を有し、かつ、事業所を市内に有する個人事業主。

なお、上記要件を満たしている場合であっても、除外規定に該当する場合は対象外です。詳細は、申請要領 3 ページをご確認ください。

2.対象となる中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは。

業種	中小企業者 (いずれかを満たす場合)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員(※)の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、下記要件に該当する「みなし大企業」は除外する。

- ◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業)が所有している中小企業者
- ◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ◆ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※ 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下の(1)~(5)に該当しない者をとします。

- (1)会社役員、個人事業主
- (2)日々雇い入れられる者
- (3)2か月以内の期間を定めて使用される者
- (4)季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (5)試の使用期間中(入社後14日間)の者

3.対象となる法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等、同条第7号に規定されている協同組合等とは。

別表第二及び別表第三に規定されている法人等で、以下のいずれかに該当する者を除きます。

- ◆ 同窓会, 同好会その他の構成員相互の交流, 交歓, 意見交換等を主な目的とする公益法人等
- ◆ 互助会, 共済会その他の構成員の福利厚生, 相互救済等を主な目的とする公益法人等
- ◆ 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等
- ◆ 国, 地方公共団体その他の公共団体から資本金, 基本金等の4分の1以上の出資, 出捐等を受け, 又は継続的な財政的援助若しくは人的援助を受けている者

4.複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。

法人単位での申請となりますので、市内に複数店舗を経営していても申請は1回限りです。ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。

5.本社・本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、給付対象者となりますか。

給付対象外です。市内に本社または本店を有する中小企業が対象です。

6.個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合の申請方法を教えてください。

申請をする際、以下の提出が別途必要となります。

- 個人事業主として、賃上げを行ったことがわかる資料
- 個人事業主から法人成りされたことがわかる資料
- 当該法人で対象従業員が従事していることがわかる資料

※個人事業主の間に申請いただいても、申請書等の差し替えが発生するため、法人成りされてからの申請を推奨します。

【給付対象の従業員】

7.給付対象となる従業員の条件を教えてください。

対象となる法人や個人事業主に雇用されている市内在住の「正規従業員(正規雇用労働者)」及び「非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)」で、下記賃上げ対象期間に定められた率以上に賃上げを実施した従業員。

◆ 正規従業員(正規雇用労働者)

期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、厚生年金保険に加入している者。

◆ 非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)

「正規従業員」以外の者で、雇用保険に加入している者。

※対象外となる者

- ① 役員・個人事業主本人は対象外です。
- ② 賃金台帳にて賃上げ前後の給与支払実績(賃上げ前後の賃金台帳が用意できるか)を確認するため、現在産休中・育休中で、給与支払実績がない場合は対象外です。

<賃上げ率>

	正規従業員 (正規雇用労働者)	非正規従業員 (正規雇用労働者以外の労働者)
対象賃金	基本給	時給、日給、週給、月給、年俸
賃上げ率	2.5%以上	7.0%以上

<賃上げ対象期間>

対象期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間で、賃上げ後の最初の賃金支給日が基準日となります。

8.奨励金を受け取れる上限人数はありますか。

- 1事業者あたりの給付上限人数は10人で、給付上限額は50万円(5万円×10人)となります。
- 1事業者、1回限りの給付となります。第1回受付、第2回受付の両方で給付を受けることはできません。
※第1回受付、第2回受付で別の従業員を申請することも不可

9.外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。

対象です。要件に該当すれば、国籍は問いません。

10.国民健康保険法に定められた医療保険(建設国保 等)の加入者は対象となりますか。

対象です。

11.申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。

対象外です。

【対象賃金】

12.比較する基本給等の考え方を教えてください。

実際に支払われる賃金から下記手当等を除いたものとなります。

- 出産祝い金など、臨時的に支払われるもの
- 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる手当
- 所定外給与(時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当など)
- 通勤手当、扶養手当など

詳細は、申請要領 4 ページをご確認ください。

13.定額の手当(役職手当など)は、賃上げの対象となりますか。

対象外です。基本給のみの賃上げが要件です。

14.基本給には、定期昇給も含まれますか。

定期昇給も含みます。

15.正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。

対象です。給与の支払方法で区別はしていません。

16.繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。

(例) 平常時 : 時給1,000円 繁忙期(GW、お盆、年末年始) : 1,100円

本事業の給付要件として、非正規従業員(時給)の場合、7.0%以上の賃上げを実施することを要件としています。この場合、対象従業員の最も低い時給(基本的な賃金)が比較対象です。また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、低い額が比較対象となります。

17.従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。

対象となりません。それぞれの店舗での賃上げが要件です。

18.「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。

対象となりません。

従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため対象外となります。

国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」をご活用ください。

【申請関係】

19.申請方法を教えてください。

申請方法は、パソコンやスマートフォンを使用して、WEB上で申請手続きを行う「オンライン申請」でお願いします。

ただし、オンライン申請が難しい場合、紙の申請書を使用した「郵送申請」でも受付します。

⇒ オンライン申請の詳細については、申請要領 5 ページをご確認ください。

⇒ 郵送申請の詳細については、申請要領 19 ページをご確認ください。

20.労働条件通知書(又は雇用契約書)及び賃金台帳では、具体的に何を 確認しますか。

- 労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人(個人事業主)に雇用されている事実、基本給単位、社会保険への加入状況等を確認します。
- 賃金台帳では、賃上げ前後の基本給や雇用保険料等の控除を確認しています。
※ 雇用契約書又は労働条件通知書で賃上げ前後の基本給等が分かる場合であっても、賃金台帳の提出は必要です。

21.添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。

賃金台帳は、法律によって作成と保存が義務付けられているものとされていますので、賃金台帳の写しを提出してください。

22.雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。

ハローワーク(公共職業安定所)で発行される「雇用保険被保険者証(写)」または「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)」を提出してください。

※「事業所別被保険者台帳」は対象外となります。

23.法人の完納証明書は、どこで発行できますか。

納付推進課(本館2階 4番証明窓口)及び、興居島支所・中島支所でのみ発行が可能です。

※申請者が法人の場合、代表者ではなく法人の完納証明書を提出してください。

完納証明書に記載の住所と「申請書兼請求書【様式第1号】」の住所に相違がないようお願いします。

24.申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。

申請期間を過ぎた場合は、受付はできません。

25.早い段階で申請をすれば、奨励金を早期に給付してもらえますか。

奨励金の給付は、受付期間終了後となります。

【第1回】令和7年8月中旬～ 【第2回】令和8年2月中旬～

26.提出する書類に押印は必要ですか。

- 雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名または記名押印のある原本の写しを添付してください。
- 労働条件通知書、賃金台帳は、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。

27.申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。

(例)

- 雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。
- 雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。

申請を妨げるものではありませんが、社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加書類を提出いただくことになります。

28.従業員の氏名の変更に伴い、賃上げ率算定表【様式第2号】と雇用契約書(労働条件通知書)の氏名が異なっても問題ないですか。

申請を妨げるものではありませんが、現在の氏名が確認できる資料の提出をお願いします。

29.国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。

併給可能。

□ 国「業務改善助成金」

→一定率の賃上げを要件という点は共通していますが、補助対象は設備導入費用である点が異なるため、併給可能です。

□ 国「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」

→同助成金コースは、非正規から正規への転換による該当従業員の待遇改善を目的にしており、本奨励金とは制度内容が異なるため、併給可能です。

併給不可。

□ 国「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」

→同助成金コースは、有期雇用労働者の賃金規定を増額した場合に受給可能となり、本奨励金と同様の内容であるため、併給はできません。

30.奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。

虚偽やその他不正な申請により奨励金の給付を受けたときなどが確認され、本市が不適切と認めるときは、当該奨励金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の返還を命じることがあります。

また、状況によっては、給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。

31.対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。

対象となります。ただし、複数回の賃上げを行った根拠書類(賃金台帳等の写し)が必要です。

32.申請書兼請求書【様式第1号】の口座情報について、法人は代表者の口座情報を入力しても問題ないですか。

奨励金の給付は申請者(事業所)に対して行いますので、事業所の口座情報の入力をお願いします。

個人事業主の場合は、代表者の口座情報の入力をお願いします。

33.令和6年度に給付を受けた事業者も給付を受けられますか。

受けられます。